

1. ご回答者について（必ずご入力ください）

回答数	Excelファイル提出	16
	web回答	26
	計	42

2. 都道府県（本庁）における水道法の適用を受けない小規模な水道（飲用井戸や飲料水供給施設、小規模集落水道等）に対する衛生確保対策業務を教えてください。

※業務の実施有無によらず、業務分掌や都道府県の方針・計画等の視点から選択してください。

	N	%
本庁が直接所管する区域があり、業務を行っている	3	7.14
本庁として直接所管する区域はなく、都道府県（出先機関）や所轄する市等が業務を行っている	13	30.95
本庁として直接所管する区域はなく、出先機関等が業務を行っているが、直接本庁に相談があった場合は、本庁が対応している（出先機関等との連携も含む）	10	23.81
本庁として直接所管する区域はなく、出先機関が業務を行っているため、直接本庁に相談があった場合でも、基本は所管する都道府県（出先機関）や市等を紹介し、出先機関等が対応している	13	30.95
町村の区域も含めて事務委任しており、都道府県（本庁・出先機関共に）として該当する事務は行っていない	3	7.14
合計	42	-

未回答	0
-----	---

3. 都道府県の出先機関の状況を教えてください。都道府県として水道行政を行う都道府県（出先機関）の設置数はいくつありますか。

回答者数	42
最大値	23
最小値	2
中央値	7
平均値	7.761905
標準偏差	3.784741

4. 水道行政を所管する都道府県（出先機関）の部署の分野を教えてください。

	N	%
衛生部局 （保健所、保健福祉センター、保健福祉事務所、健康福祉事務所等）	37	85.71
環境部局	4	9.52
土木部局	0	0.00
政策部局	0	0.00
その他	1	4.76
合計	42	-

未回答	0
-----	---

問4その他詳細

5. 都道府県（出先機関）における水道法の適用を受けない小規模な水道に対する衛生確保対策業務の状況について教えてください。

	N	%
都道府県（出先機関）が所管する区域内に該当する施設があれば、出先機関が業務を行う	35	83.33
都道府県（出先機関）が所管する区域内に該当する施設があっても、出先機関は業務を担当しておらず、都道府県（本庁）が業務を行う	2	4.76
町村の区域の小規模な水道に係る業務は、事務委任等により町村に任せており、都道府県（本庁、出先機関共に）として飲用井戸等の事務は行っていない	5	11.90
都道府県（出先機関）の業務分掌等を把握しておらず、業務を所管しているかどうかかわからない	0	0.00
合計	42	-

未回答	0
-----	---

6. 水道法の適用を受けない小規模な水道（飲用井戸や飲料水供給施設、小規模集落水道等）を所管する部署同士の主な連絡体制について教えてください。

	N	%
① 国⇔都道府県（本庁）⇔都道府県（出先機関）⇔市町村、特別区	12	28.57

未回答	0
-----	---

② 国⇔都道府県（本庁）⇔都道府県（出先機関）⇔市町村、特別区	7	16.67
③ 国⇔都道府県（本庁）⇔都道府県（出先機関）⇔町村⇔市、特別区	5	11.90
④ 国⇔都道府県（本庁）⇔都道府県（出先機関）⇔町村⇔市、特別区	12	28.57
⑤ 国⇔都道府県（本庁）⇔都道府県（出先機関）⇔市、特別区⇔町村	0	0.00
⑥ その他	6	14.29
合計	42	-

[問6その他シート参照](#)

7. 都道府県（本庁、出先機関）では、水道法の適用を受けない小規模な水道の施設の実態を把握していますか？

	N	%
都道府県が所管する区域に該当する施設はないため、施設の情報を把握していない	2	4.76
都道府県が所管する区域に該当する施設があるかどうかわからない（施設の情報を把握していない）	5	11.90
市町村にある施設の情報を、本庁が集約して把握している	1	2.38
市町村にある施設の情報を、本庁が集約して一部把握している	6	14.29
市町村にある施設の情報を、出先機関がそれぞれの所管区域の施設を把握している	2	4.76
市町村にある施設の情報を、出先機関がそれぞれの所管区域の施設を一部把握している	1	2.38
市町村にある施設の情報を、本庁と出先機関の両方で把握している	3	7.14
市町村にある施設の情報を、本庁と出先機関の両方で一部把握している	6	14.29
町村（市除く）にある施設の情報を、本庁が集約して把握している	1	2.38
町村（市除く）にある施設の情報を、本庁が集約して一部把握している	1	2.38
町村（市除く）にある施設の情報を、出先機関がそれぞれの所管区域の施設を把握している	3	7.14
町村（市除く）にある施設の情報を、出先機関がそれぞれの所管区域の施設を一部把握している	7	16.67
町村（市除く）にある施設の情報を、本庁と出先機関の両方で把握している	1	2.38
町村（市除く）にある施設の情報を、本庁と出先機関の両方で一部把握している	3	7.14
合計	42	-

未回答	0
-----	---

8. 水道法の適用を受けない小規模な水道に対して、都道府県独自の条例や規則、要綱等を定めていますか？

	N	%
ある	35	83.33
ない	7	16.67
合計	42	-

未回答	0
-----	---

ある場合

1) 条例等の名称を記載してください

[問8条例等の名称シート参照](#)

2) ウェブサイトで条例等を公表されている場合はURLを記載してください

	N	%
公表している	27	81.82
公表していない	6	18.18
合計	33	-

未回答	2
-----	---

3) 条例等 条例等では、水の供給を受ける人数で該当の有無を判断していますか？

	N	%
人数の規定がある	19	54.29
人数の規定はない	16	45.71
合計	35	-

未回答	0
-----	---

人数の規定がある場合の人数

回答者数	18
最大値	51
最小値	20
中央値	50
平均値	43.9444444
標準偏差	10.113095

4) 条例等 条例等に該当する施設に対して届出等を義務づけていますか？

	N	%
届出等を義務づけている	20	57.14
届出等は義務づけていない	15	42.86
合計	35	-

未回答 0

5) 条例等 条例等の中で、該当する施設に対して水質検査の実施を求めていますか？

	N	%
条例等で、定期的に水質検査を実施することを求めている	33	97.06
条例等では、問題が生じた際に水質検査することを求めている	1	2.94
条例等では、水質検査の実施は求めている	0	0.00
合計	34	-

未回答 1

9. 都道府県における水質検査体制について、お分かりになる範囲でお教えてください。

都道府県の出先機関（衛生研究所や保健所検査室等）での水質検査の実施状況について教えてください。

水質検査を実施する都道府県の出先機関はありますか？

	N	%
水質検査機関 ある	34	80.95
水質検査機関 ない	8	19.05
合計	42	-

未回答 0

箇所数

回答者数	34
最大値	10
最小値	1
中央値	1
平均値	1.970588
標準偏差	1.962671

水質検査機関がある場合

1) 水質検査を実施する都道府県の出先機関では依頼検査（住民からの依頼で行う検査）は実施していますか？

	N	%
すべての機関において依頼検査が可能である	11	32.35
依頼検査は可能だが、研究所等の一部機関では行政検査のみ実施する	3	8.82
行政検査のみ実施しており、住民からの依頼で水質検査を行うことはできない	19	55.88
依頼検査の実施可否についてはわからない	1	2.94
合計	34	-

未回答 0

2) 水質検査を実施する都道府県の出先機関のうち、飲用井戸等衛生対策要領で示される「定期的水質検査」11項目の検査を行うことのできる機関はありますか？

	N	%
11項目検査可能な機関 あり	23	67.65
11項目検査可能な機関 なし	6	17.65
わからない	5	14.71
合計	34	-

未回答 0

箇所数

回答者数	23
最大値	7
最小値	1
中央値	1
平均値	2
標準偏差	1.744557

3) 条例等で定める飲用井戸等衛生対策要領で示される「定期的水質検査」11項目の検査料金はいくらですか？

	N	%
〇〇円／11項目	15	55.56
わからない	12	44.44
合計	27	-

未回答	7
-----	---

検査料金

回答者数	15
最大値	31,700
最小値	5,720
中央値	9,940
平均値	13,060
標準偏差	7107.551

10. 本調査もしくは小規模な水道等に関するご意見等ありましたらご記入ください。

[問10ご意見シート参照](#)